

入札制度の一部改正について（お知らせ）

建設工事及び建設コンサルタント業務等の発注に係る入札制度について、下記のとおり一部改正することといたしましたのでお知らせします。

1 格付け方法が一部変更になります。【建設工事】

(1) 主観点の項目追加

平成 22 年度の格付けから導入した主観点（工事成績、優秀表彰、防災協定等）について、平成 23 年度の格付けではさらに以下の 6 項目を追加します。

なお、主観点の審査は、市内業者（佐世保市内に本社を有する業者）を対象に行います。ただし、信用度（指名停止等）については、全ての業者を対象とします。

①信用度（指名停止等）

格付前年度（4 月 1 日から 1 年間）において、佐世保市が指名停止又は指名除外を行った業者は、次の項目ごとの評点を合計し、200 点を限度として全ての工事種類の審査点数から減じる。ただし、指名停止又は指名除外の原因となった行為ごとの適用については、次の(エ)以外で該当する項目の評点と(エ)の項目の評点のいずれか高い方を適用し、(エ)以外の項目のいずれにも該当しなかった場合に(エ)の項目を適用するものとする。

(ア) 贈賄事件に係るもの 200 点

(イ) 工事の安全成績に係るもの（佐世保市内の事故に限る） 次の表のとおりとする。

なお、表中の市工事とは佐世保市が発注した工事をいい、一般工事は市工事以外の工事をいう。以下同じ。

	公衆災害		労務災害	
	死亡	傷害	死亡	傷害
市工事	100	70	70	40
一般工事	70	40	40	20

(ウ) 談合に係るもの 次の表のとおりとする。なお、表中の役員等とは、法人にあっては取締役、支店長又は営業所長等をいい、個人事業にあっては個人又は支配人をいう。又使用人とは役員等以外の社員をいう。

	法人・役員等	使用人
市工事	100	70
一般工事	70	40

(エ) 指名停止又は指名除外の期間を基準とするもの 次の表のとおりとする。

指名停止の期間	減点
6 月以上	100
5 月	80
4 月	60
3 月	40
2 月以下	20

②協会等への加入

10月31日時点以前1年間において、建設工事関連の協会（社団法人に限る。）または法に基づく協同組合に所属し、団体が主催又は共催した講習会等（技術の向上を目的としたものに限る。）に参加した業者に対し、所属団体に該当する工事種類の審査点数に20点を加える。ただし、専門工事に特化した団体以外の団体については、加点する工事種類を2工種まで選択できるものとし、2工種選択時の配点は各10点とする。また、管工事業に係る団体については、建築管又は水道管のいずれかに20点配点するか両方に各10点配点するか選択できるものとする。なお、複数の団体に所属していても加点の申請はいずれか1団体分のみとする。

③建設業従事職員数

建設業者が雇用する職員のうち、建設業者の決算日において常勤と認められた者について、一人につき0.5点を全ての工事種類の審査点数に加える。ただし、加点の上限は40点とする。

④障がい者雇用

建設業者が「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）第43条第5項に規定する事業主（以下「法定事業主」という。）で、同法第43条第1項に規定する障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障がい者」という。）を6月1日から起算して直前1年間以上継続して雇用しているか、又は法定事業主以外の建設業者で、障がい者を決算日から起算して直前1年間以上継続して雇用している場合に、全ての工事種類の審査点数に10点を加える。

⑤土木施工管理/CPDS

社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施する土木施工管理/CPDS（継続的専門能力啓発システム）へ登録した学習単位のうち、業者ごとに10月31日時点以前1年間に取得した単位数の合計に応じて、土木一式工事の審査点数に下表の付与点数を加える。

登録学習単位合計数	付与点数
100 UNIT 以上	20 点
80 UNIT 以上 100 UNIT 未満	16 点
60 UNIT 以上 80 UNIT 未満	12 点
40 UNIT 以上 60 UNIT 未満	8 点
20 UNIT 以上 40 UNIT 未満	4 点

⑥建築技術継続能力開発/CPD

建築士又は建築施工管理技士等の資格を有する者について、社団法人日本建築士会連合会又は建築 CPD 運営会議が実施する建築技術継続能力開発/CPD へ登録した学習単位のうち、業者ごとに10月31日時点以前1年間に取得した単位数の合計に応じて、建築一式工事の審査点数に下表の付与点数を加える。

登録学習単位合計数	付与点数
100 単位以上	20 点
80 単位以上 100 単位未満	16 点
60 単位以上 80 単位未満	12 点
40 単位以上 60 単位未満	8 点
20 単位以上 40 単位未満	4 点

【資料提出について】

平成 23 年度の格付けにあたり主観点の加点を希望する方は、申請期間内に別紙「主観点申請書」を持参により提出してください。

申請締切：平成 23 年 3 月 4 日（金）まで

申請先：佐世保市役所 12 階 契約課

(2) 総合点数以外の格付け判断基準

格付けする際に、総合点数以外に次の項目を平成 23 年度の格付けから反映させることとします。

①技術者の資格

土木工事、港湾漁港工事、建築工事の A ランクについては、経営事項審査の結果通知における該当工種の技術者（建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者）が 3 名以上であること。

なお、港湾漁港工事については、経営事項審査の結果通知における土木工事の技術者で判断する。

2 系列会社の取扱いについて次のように実施します。【建設工事、建設コンサルタント業務】

一定の関係（資本的关系、人的関係）にある複数の方（「系列会社」という。）の同一入札への参加制限等を行うため、平成 23 年度から系列会社の取扱いについて次のとおり実施します。

(1) 系列会社の基準について

次のいずれかに該当する場合、系列会社として取り扱う。

(ア) 資本的关系

以下のいずれかに該当する二者以上の場合。

(i) 親会社と子会社（旧商法（平成 17 年改正前）第 211 条の 2 第 1 項及び同条第 3 項若しくは会社法施行規則第 3 条に規定する親会社、子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合

※会社 A が他の会社 B の総株主の議決権の過半数を保有している関係にある場合、会社 A は会社 B の親会社であり、会社 B は会社 A の子会社となる。

(ii) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、監査役を除く）

(ウ) 複合的关系

上記(ア)、(イ)が複合して該当する二者以上の場合

(2) 系列会社に関する届け出について

佐世保市の入札参加有資格者のうち佐世保市内に本店、支店又は営業所等を有する方を対象に、別紙「系列会社に関する届出書」の提出を義務付ける。

※内容に変更が生じた際は、その都度再提出してください。」

(3) 入札参加の制限について

制限付き一般競争入札及び指名競争入札において、同一入札への参加を認めないこととし、系列会社の基準に該当する複数の者の入札があった場合、それらの入札は無効とする。

虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した同系列会社に該当する者は指名停止措置の対象とする。

また、制限付き一般競争入札において、系列会社の基準に該当する複数の者が入札参加申請を

行った場合、その該当者全員に対し競争参加資格がない旨の通知を行い、入札参加を制限する。

ただし、入札参加申請締切日時までに基準に該当することに気づき、一者を除く全てが入札参加申請を取り下げた場合には、残る一者の入札参加は認める。

共同企業体の場合、系列関係がある会社同士が、互いに別の共同企業体の構成員同士である場合は、いずれか1企業体のみ入札参加とする。(系列関係がある会社同士が、同一の共同企業体を構成する場合は、入札参加可能。)

※系列会社の関係にある入札参加希望者が、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、談合と解さない。

(4) 指名回数について

同一工種(同一ランクに限る。)に系列会社が複数いる場合の指名選定にあたっては、系列会社全体の指名回数が、他社の指名回数と同等程度となるよう考慮する。

【資料提出について】

佐世保市の入札参加有資格者のうち佐世保市内に本店、支店又は営業所等を有する方は、系列会社の有無に関わらず、必ず別紙「系列会社に関する届出書」を持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は受付票返信用に封筒(切手必須)を同封してください。

提出締切：平成23年3月11日(金)まで

提出先：佐世保市役所12階 契約課(〒857-8585 佐世保市八幡町1-10)

3 「制限付き一般競争入札における入札参加資格要件基準」を一部改正します。【建設工事】

佐世保市内に支店・営業所等を有する業者(準市内業者)に関する入札参加資格要件について、次のとおり取扱います。

(1) 市内支店・営業所等の職員数について

土木工事・港湾漁港工事にあつては、当該支店・営業所等に30人以上雇用し、うち15人以上が市内に在住していること。また、当該支店・営業所等に土木工事業に係る監理技術者の資格を有する者が5人以上勤務していること。

建築工事・その他の工事にあつては、当該支店・営業所等に20人以上雇用し、うち10人以上が市内に在住していること。また、当該支店・営業所等に当該工事業に係る監理技術者の資格を有する者が3人以上勤務していること。

(2) 市内支店・営業所等の営業年数について

各案件の入札参加申請時点において、当該支店・営業所等が佐世保市に開設後継続して10年以上経過していること。ただし、合併地域の当該支店・営業所等については、合併前の開設期間も含めるものとする。

4 新規市内業者の取扱いについて次のとおり実施します。【建設工事】

平成23年3月1日以降、新規市内業者について次のとおり取扱います。

(1) 「新規市内業者」の定義について

新規市内業者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

①佐世保市内に本店を有するもので、佐世保市に新たに入札参加資格申請し市内業者として入札参加有資格者名簿に登録される者。(以前登録していた者が新たに申請する場合を含む。)

②既に入札参加有資格者名簿に登録されている者が、本店を佐世保市外から本市に移転したことにより新たに市内業者となった者。ただし、前項3の「制限付き一般競争入札における入札参加要件基準」を満たす準市内業者が、当該支店・営業所等を本店とする場合を除く。

(2) 新規市内業者の取扱いについて

- ①登録初年度は、総合点数によらず各業種の最下位ランクとする。なお、新規市内業者となった時期が10月1日以降である場合は、次年度まで最下位ランクとする。
- ②登録次年度以降は、総合点数により格付けするが、前年度より2ランク上昇する場合でも1ランクの上昇に留める。

5 指名競争入札において主観点を考慮した発注を一部実施します。【建設工事】

指名競争入札において、主観点が一定点数以上の者を指名選定対象とした案件を全体の発注件数等を考慮しながら、一部試行的に実施します。

6 平成24年度から次の内容を実施します。【建設工事】

(1) 登録工種の制限について

経営事項審査の結果通知に基づく技術者数合計がゼロとなっている工種については登録できないこととします。既に登録されていても当該工種については登録を抹消します。

(2) 港湾漁港工事の工種廃止について

「港湾漁港工事」については、土木工事としゅんせつ工事の登録がある場合に「港湾漁港工事」の工種に登録していますが、「港湾漁港工事」の工種を廃止し、土木一式工事での発注に改めることとします。

以 上

契約課（工事担当） TEL：0956-24-1111（内線 3202～3204） FAX：0956-25-9624 E-mail：keiyak@city.sasebo.lg.jp
--

受付番号	
業者番号	

主観点申請書

平成 年 月 日

佐世保市長 様

(申請者)
本社住所
商号又は名称
代表者

印

平成 年度の佐世保市建設工事入札参加資格者名簿の格付けにあたり、以下の主観点項目について申請します。

1 防災協定等 申請する ・ 申請しない

団体名	
協定等名称	
加盟日	昭和・平成 年 月 日

2 協会等への加入 申請する ・ 申請しない

団体名		
受講講習	受講日	平成 年 月 日
	講習名	
対象工種		

3 建設業従事職員数 申請する (職員数 人) ・ 申請しない

4 障がい者雇用 申請する (障害者雇用数 人) ・ 申請しない

5 土木施工管理/CPDS 申請する (取得数 UNIT) ・ 申請しない

6 建築技術継続能力開発/CPD 申請する (取得数 UNIT) ・ 申請しない

受付票【主観点申請】

佐世保市契約課

(申請者) _____ 様

平成 年度の佐世保市建設工事入札参加資格者名簿の格付けにあたり、主観点申請を受け付けました。

※主観点申請書提出にあたり、このページの印刷・提出は不要です。

主観点申請書を提出される際、申請する項目ごとに以下の書類（写し可）を添付してください。

主観点項目	添付書類
(1) 防災協定等	・ 防災協定等に関する証明書
(2) 協会等への加入	・ 協会等への加入に関する証明書
(3) 建設業従事職員数	・ 国民健康保険被保険者証 ・ 貸金台帳 ・ 社会保険の「被保険者標準報酬額決定通知書」 ・ 雇用保険の「事業所別被保険者台帳照会」 など、雇用関係を確認できる書類 ※確認後その場で返却します。
(4) 障がい者雇用	【法定事業主】 ・ 障害者雇用状況報告書の写し及び雇用保険等の写し 【法定事業主以外】 ・ 労働基準法第 107 条で規定する当該雇用者の労働者名簿又は雇用保険事業所別被保険者台帳照会の写し ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し なお、書類提出にあたっては、 使用目的を本人に伝えその承諾を得た上で提出すること。
(5) 土木施工管理 / CPDS	学習履歴証明書
(6) 建築技術継続能力開発 / CPD	学習履歴証明書

主観点申請書

受付番号	
業者番号	

記入の必要はありません。

平成 年 月 日

佐世保市長 様

各項目について、「申請する」または「申請しない」のいずれかを○で囲んでください。

(申請者)

本社住所
商号又は名称
代表者

佐世保市〇〇町1-1
△△株式会社
代表取締役 □□□□



平成 年度の佐世保市 工事入札参加資格者名簿の格付けにあたり、以下の主観点項目について申請します。

- 1 防災協定等 申請する ・ 申請しない

団体名	社団法人●●協会		
協定等名称			
加盟日	昭和・平成	年	月 日

申請者が防災協定上一定の役割を担った日を記入してください。

- 2 協会等への加入 申請する ・ 申請しない

団体名	▲▲協同組合		
受講講習	受講日	平成	年 月
	講習名	○△□講習	
対象工種			

当該団体に応じた工種を記載してください。総合建設業等の場合は2工種まで記載できます。

- 3 建設業従事職員数 申請する (職員数 **12**人) ・ 申請しない
- 4 障がい者雇用 申請する (障害者雇用数 **1**人) ・ 申請しない
- 5 土木施工管理/CPDS 申請する (取得数 **53**UNIT) ・ 申請しない
- 6 建築技術継続能力開発/CPD 申請する (取得数 UNIT) ・ 申請しない

申請者の商号又は名称を記入してください。

付票【主観点申請】

(申請者) _____ 様

佐世保市契約課

平成 年度の佐世保市建設工事入札参加資格者名簿の格付けにあたり、主観点申請を受け付けました。

防災協定等に関する証明願

佐世保市（水道局等を含む）との間で締結している防災協定等について、大規模災害発生時等に一定の役割を担う者であることを証明願います。

平成 年 月 日

(証明者) 様

申請者（被証明者）	住所 商号又は名称 代表者氏名 電話番号	印
加入団体名称		
防災協定等の締結日	昭和・平成 年 月 日	
防災協定等の名称		
防災協定等に係る申請者の活動内容 <small>注) 申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる当該団体の防災活動計画書等の添付でも可</small>		
申請者の防災協定等加盟日	昭和・平成 年 月 日	

防災協定等に関する証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者 印


防災協定等に関する証明願

佐世保市（水道局等を含む）との間で締結している防災協定等について、大規模災害発生時等に一定の証明を受ける各団体名を記載して証明願います。

記載してください。

平成 年 月 日

(証明者) 社団法人●●協会 様

申請者（被証明者）	住所 佐世保市〇〇町 1 - 1 商号又は名称 △△株式会社 代表者氏名 代表取締役 □□□□  印 電話番号 0956-12-3456
加入団体名称	社団法人●●協会
防災協定等の締結日	昭和・平成 年 月 日
防災協定等の名称	▲▲▲▲協定
防災協定等に係る申請者の活動内容 <small>注) 申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる当該団体の防災活動計画書等の添付でも可</small>	大規模災害発生時の申請者の役割や活動内容を記載してください。 ※体制図等の添付可
申請者の防災協定等加盟日	昭和・平成 年 月 日


佐世保市と防災協定等を締結した日を記載してください。

申請者が防災協定上一定の役割を担った日を記入してください。

防災協定等に関する証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者 社団法人●●協会 会長  印

協会等加入及び講習等受講証明願

佐世保市建設工事に係る主観点項目「協会等への加入」に関し、貴団体への加入及び貴団体開催の講習会等受講について、下記のとおり証明願います。

平成 年 月 日

(証明者) 様

申請者 (被証明者)	住所 商号又は名称 代表者氏名 電話番号	印
加入団体名称		
申請者の団体加盟日	昭和・平成 年 月 日	
講習会等の名称		
講習会等の受講日	平成 年 月 日	
講習会等の主な内容		

協会等加入及び講習等受講証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者 印

協会等加入及び講習等受講証明願

佐世保市建設工事に係る主観点項目「協会等への加入」に関し、貴団体への加入及び貴団体開催証明を受ける各団体名を記載してください。

平成 年 月 日

(証明者) 社団法人●●協会 様

申請者（被証明者）	住所 佐世保市○○町 1 - 1 商号又は名称 △△株式会社 代表者氏名 代表取締役 □□□□ 代表者印 印 電話番号 0956-12-3456
加入団体名称	社団法人●●協会 申請者が当該団体に加盟した日を記載してください。
申請者の団体加盟日	昭和・平成 年 月 日
講習会等の名称	○△□講習
講習会等の受講日	平成 年 月 日 申請者が受講した講習（当該団体が主催した技術力向上を目的とした講習に限る）について記載してください。
講習会等の主な内容	具体的な講習内容を記載してください。

協会等加入及び講習等受講証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者 社団法人●●協会 会長 ■■■■ 会長印

系列会社に関する届出書

平成 年 月 日

佐世保市長 様

(申請者)
住所
商号又は名称
代表者

印

佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務等入札参加有資格者のうち、当社における人的関係及び資本関係の状況について、下記のとおり報告いたします。

- 申請者の登録状況 工事 ・ コンサル
- 系列会社の有無 有 (社) ・ 無
- 系列会社に関する事項

(NO.1)

住 所			
商号又は名称			
代表者名			
市登録状況	工事 ・ コンサル		
資本関係	親会社 ・ 子会社 ・ 資本関係無		
人的関係	有 ・ 無		
重複役員等 ※人的関係が ある場合	氏 名	当社での役職名	系列会社での役職名

受付票【系列会社届出】

佐世保市契約課

(申請者) _____ 様

系列会社に関する届出書を受け付けました。

(NO.2)

住 所			
商号又は名称			
代表者名			
市登録状況	工事 ・ コンサル		
資本関係	親会社 ・ 子会社 ・ 資本関係無		
人的関係	有 ・ 無		
重複役員等 ※人的関係が ある場合	氏 名	当社での役職名	系列会社での役職名

(NO.3)

住 所			
商号又は名称			
代表者名			
市登録状況	工事 ・ コンサル		
資本関係	親会社 ・ 子会社 ・ 資本関係無		
人的関係	有 ・ 無		
重複役員等 ※人的関係が ある場合	氏 名	当社での役職名	系列会社での役職名

記載要領

系列会社に関する届出書

平成 年 月 日

佐世保市長 様

(申請者)

住所 佐世保市〇〇町1-1
商号又は名称 △△株式会社
代表者 代表取締役 □□□□



印

申請者の佐世保市への登録状況について、該当するものを○で囲んでください。

佐世保市に登録されているコンサルタント業務等入札参加有資格者のうち、当社における人的関係及び資本関係の状況について、下記のとおり報告いたします。

- 申請者の登録状況 工事 ・ コンサル
- 系列会社の有無 有 (1 社) ・ 無
- 系列会社に関する事項

本市登録業者における系列会社の有無を○で囲み、「有」の場合はその数を記入してください。

(NO.1)

住所	系列会社の住所等については、支店等に委任されている場合は委任先の住所等を記入してください。		
商号又は名称			
代表者名			
市登録状況	<input checked="" type="checkbox"/> 工事 ・ コンサル	申請者から見た系列会社の関係について、該当するものを○で囲んでください。	
資本関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親会社 子会社 ・ 資本関係無		
人的関係	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
重複役員等 ※人的関係がある場合	氏名	当社での役職名	系列会社での役職名
	□□□□	代表取締役	▲▲支店長 (受任者)
	●●●●	取締役	取締役

申請者の商号又は名称を記入してください。

役員等が重複している場合、その方のお名前とそれぞれの会社での役職名を記入してください。

交付票【系列会社届出】

(申請者) △△株式会社 様

系列会社に関する届出書を受け付けました。

佐世保市契約課

(NO.2)

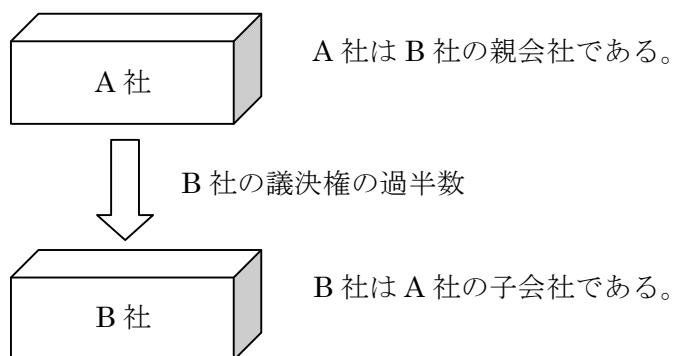
住 所	系列会社が複数社ある場合は、(NO.1)と同様の要領で記入してください。		
商号又は名称			
代表者名			
市登録状況	工事 ・ コンサル		
資本関係	親会社 ・ 子会社 ・ 資本関係無		
人的関係	有 ・ 無		
重複役員等 ※人的関係がある場合	氏 名	当社での役職名	系列会社での役職名

(NO.3)

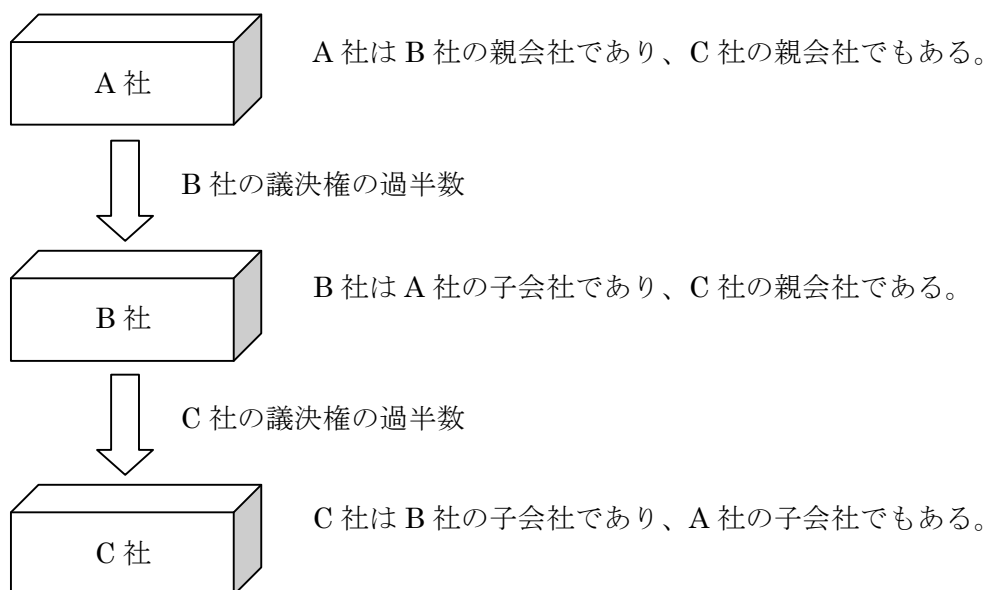
住 所			
商号又は名称			
代表者名			
市登録状況	工事 ・ コンサル		
資本関係	親会社 ・ 子会社 ・ 資本関係無		
人的関係	有 ・ 無		
重複役員等 ※人的関係がある場合	氏 名	当社での役職名	系列会社での役職名

【資本的関係の例】

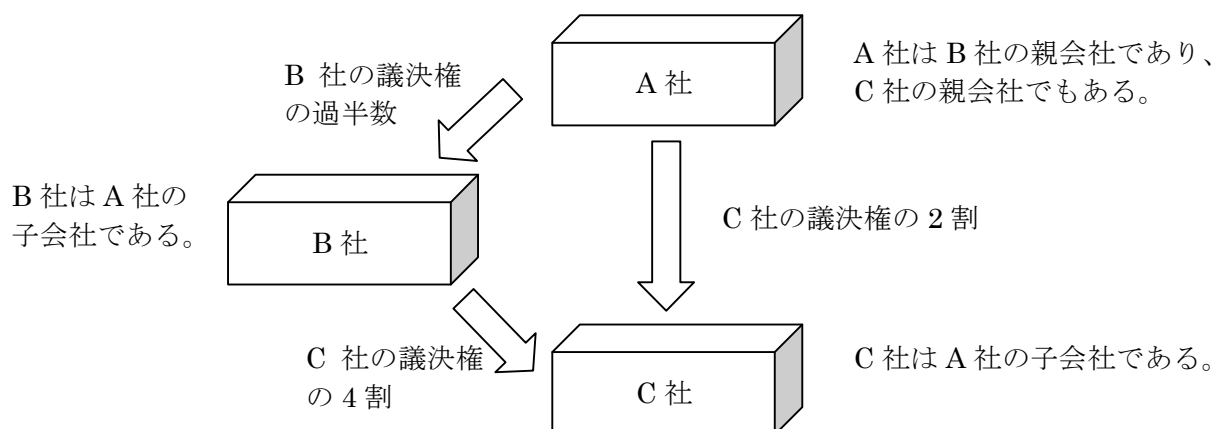
(例1)



(例2)



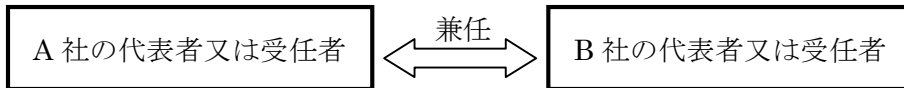
(例3)



※B社とC社の間に親子関係はない。

【人的関係の例】

(例1) 代表者（受任者を含む。）が他社の代表者（受任者を含む。）を兼任している。



(例2) 代表者（受任者を含む。）が他社の役員等を兼任している。



(例3) 役員等が他社の役員等を兼任している。



(1)受任者とは、契約締結権を委任された者をいう。

(2)役員等とは、次の者をいう。

①会社の代表権を有する取締役

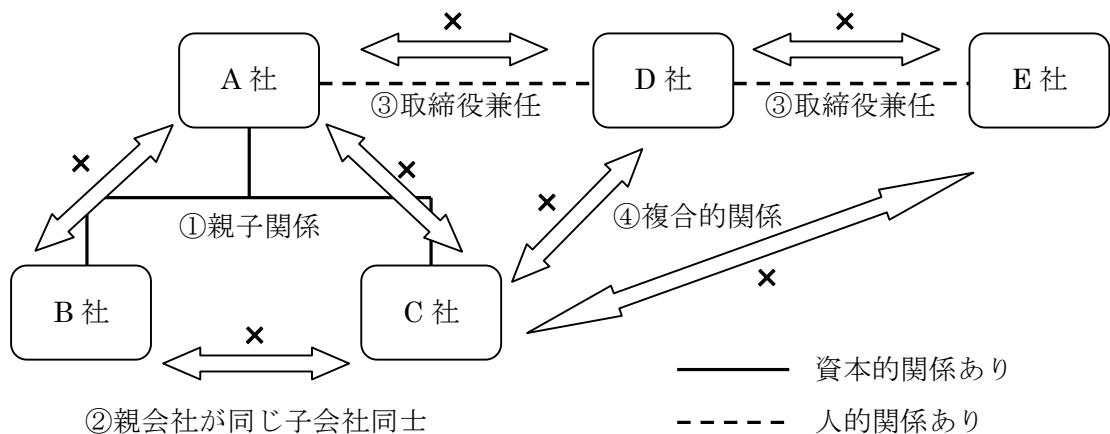
②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）

③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

④委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※監査役及び執行役員は、役員等には該当しない。

【入札参加が制限される場合】



上図の場合、各社は次の関係に該当するため、同一入札への参加が制限される。ただし、1者を除き辞退（不参加）すれば残る1者は参加可能。

① 親会社と子会社の関係にある（A-B、A-C）

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある（B-C）

③ 役員等が兼任している（A-D、D-E）

④ ①～③の複合的關係にある（A-E、B-D、B-E、C-D、C-E）